

衆議院議員総選挙臨時啓発等

1 宮城県臨時啓発等

(1) 第50回衆議院議員総選挙臨時啓発推進要綱

第50回衆議院議員総選挙臨時啓発推進要綱

趣 旨

第50回衆議院議員総選挙が令和6年10月27日に執行されることとなるが、この選挙が今後の国政にとって重要な選挙であることを有権者一人一人が十分に理解し、すべての選挙人及び選挙関係者が正しい選挙のルールを守り、そろって投票に参加するよう各種の啓発事業を行う。

これらの事業推進に当たっては、報道機関、各種関係団体の協力を得て、具体的な啓発活動の方策等について十分協議した上で、明るい選挙の実現を図るための推進運動を積極的に展開するものとする。

キャッチフレーズは「カレンダー 赤丸つける どうひょう日」とする。

※ 第16回明るい選挙啓発標語作品募集 最優秀賞

山元町 後藤 仁成（ごとう じんせい）さんの作品

重 点 項 目

1 明るくきれいな選挙の推進

選挙は、民主主義の根幹にかかわるものであり、公平・公正に実施されなければならない。そのためには、候補者をはじめ選挙運動に携わる全ての人に選挙のルールを守り、良識ある行動を訴えとともに、有権者には自らの意思に基づいて大切な一票を投じるよう、きれいな選挙の実施を呼びかける。

2 投票参加の呼びかけ

選挙は有権者が政治に参加し、主権者としての意思を反映させることのできる機会である。有権者一人ひとりが選挙の重要性を認識し、積極的に投票所に足を運ぶよう投票参加を呼びかける。

3 若年層への啓発を重点的に実施

選挙権年齢が18歳に引き下げられ、これからの社会を担っていく若い世代が、政治に関心を持ち選挙に積極的に参加していくことが、健全な民主主義の発展のために必要不可欠であることから、全体的に幅広い年代向けの啓発としながらも、引き続き、若年層を強く意識した内容とする。

4 効果的な啓発事業

テレビでのスポット放送や、ホームページ、SNSなど、様々な媒体の活用を実施する。

これらの事業実施に当たっては、啓発効果をより高めるために、広くマスメディアに取り上げられるような工夫を凝らした周知を行う。また、選挙の周知徹底を図るために事業によっては、公示日前の適切な時期から実施する。

5 関係機関が一体となった啓発活動の推進

県・市区町村の選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会及び各関係機関は、緊密な連携のもとに相互協力しながら、啓発活動の効果的な推進を図る。

特に、「選挙啓発サポーター」となっている企業や大学等と連携し、啓発物資を活用した投票の呼びかけなど、官民一体となった啓発を実施する。

なお、その際の宮城県選挙管理委員会と市区町村選挙管理委員会の役割分担は、概ね次のとおりとする。

(1) 宮城県選挙管理委員会の役割

宮城県選挙管理委員会の啓発事業は主に全県的に実施するが、より効果的かつ効率的な事業を実施する。

(2) 市区町村選挙管理委員会の役割

市区町村選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会や推進委員等の協力のもと、各地域の特性に応じ、創意工夫を凝らした効果的な事業を実施する。

具体的な取組

項 目	事 業 の 概 要
1 白ばら胸章の贈呈	明るい選挙のシンボル「白ばら」を立候補者に贈呈し、明るい選挙の推進を呼びかける。
2 啓発用広告塔の作成 ・ 掲出	選挙期間中、「投票日」や「キャッチフレーズ」等を記載した広告塔を作成し、県内主要都市に掲出し、明るい選挙の推進を呼びかける。
3 広報車の巡回	広報車による巡回広報を行い、県民に対し棄権防止と明るい選挙の推進を呼びかける。
4 啓発用ポスターの作成・掲出	啓発用ポスターを作成し、県内各市区町村の街頭掲示板等に掲出する。
5 テレビスポット等による啓発	民放テレビによるスポット放送等を実施し、明るい選挙の啓発及び棄権防止を呼びかける。
6 インターネット・SNS等による啓発	インターネット、SNS等を活用して、投票日の周知徹底及び明るい選挙及び投票総参加を呼びかける。 候補者情報や選挙公報をホームページへ掲載することにより、有権者へお知らせする。
7 街頭啓発	県内主要都市におけるイベントや各市区町村の取組において、棄権防止等の呼びかけを行い、明るい選挙の推進を図る。
8 啓発資材の配布	啓発資材を活用し、街頭啓発等関係機関と連携の上、選挙の推進及び投票参加を呼びかける。

項 目	事 業 の 概 要
9 学生への啓発	S N S等の学生に訴求する媒体を活用し、投票日の周知徹底及び明るい選挙の推進を図る。 「選挙啓発サポーター」となっている大学等に対し啓発物資を配布するほか、学内放送の活用等により、学生に対し、投票を呼びかける。 その他、必要に応じて、選挙出前講座を実施する。
10 報道機関との提携	新聞社及びその他の報道機関との連絡を密にし、各種行事の記事掲載・報道の協力を願うとともに、これらの機関を通じて明るい選挙の推進を呼びかける。
11 企業との連携	「選挙啓発サポーター」となっている企業に対し啓発物資を配布するほか、社内放送や店内放送等の活用等により、社員等に対し、投票を呼びかける。
12 各市区町村における啓発活動	各地域の実情に応じて啓発活動を展開するため、各市区町村の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会は、独自の実施計画のもとに啓発事業を実施する。
13 その他	その他明るい選挙の実現に効果があると思われるものを各種機関に協力を求め推進する。

(2) 市区町村臨時啓発実施事業

第50回衆議院議員総選挙における各市区町村選管臨時啓発実施事業一覧

市区町村名	チラシの作成・配布	広報車の巡回	広告塔・看板の掲出	横断幕等の掲出	放送施設の活用	新聞広告の利用	街頭啓発の実施	広報誌の活用	県作成ポスターの掲示	県作成チラシの配布	国ポスターの掲示	国作成チラシの配布	その他
仙台市		○	○	○	○	○			○	○			市内高校、中等教育学校に選挙権年齢等の周知案内を送付したほか、校内放送による選挙啓発の実施を依頼
青葉区		○					○		○	○			
宮城野区		○		○			○		○	○			
若林区		○	○	○	○		○		○				
太白区		○	○		○		○		○	○			
泉区		○		○	○		○		○	○			聖和学園短期大学、仙台白百合女子大学、東北生活文化大学、宮城学院女子大学、宮城大学の5大学構内において、啓発品を設置し、学生に向けて投票を呼び掛け ヨークベニマル泉野村店、ヨークベニマル泉野村店、ヨークベニマル真美沢店の3店舗内において、啓発品を設置し、来店者へ向けて投票を呼び掛け 泉区役所総合案内にて啓発品を設置し、来店者へ向けて投票を呼び掛け
石巻市		○	○	○	○	○	○		○	○			市公式SNS（LINE、facebook、X）で選挙期日等を発信
塩竈市	○	○	○	○	○		○		○	○			地元FMラジオで選挙のお知らせを放送
気仙沼市				○	○	○			○	○			市公式LINE登録者に配信
白石市		○	○	○			○		○	○			啓発用マグネットシートを市公用車に貼付
名取市	○	○		○			○		○	○			市内小売店15店舗に店内放送の協力を依頼
角田市		○		○					○	○			公用車及びデマンドタクシーの側面へ広報マグネット貼付
多賀城市		○	○	○					○				
岩沼市	○	○		○	○		○		○				市公式LINEによる期日前投票、当日投票の周知 投票所へ来場した未就学児及び小学生に対し選挙ステッカーの贈呈 期日前投票所に投票記念撮影パネルを設置
登米市	○	○		○	○				○	○			HP、LINEによる投票の呼びかけ
栗原市	○			○	○				○	○			市の公式LINE・Facebookを活用し投票啓発
東松島市		○		○	○				○	○			メール配信サービス登録者宛てに投票啓発 LINE登録者宛てに期日前投票啓発
大崎市			○	○	○		○		○	○			宮城交通バス車外前面及び車内に広告を掲載
富谷市		○		○					○		○	○	市公式HPに当該選挙に関する記事を掲載 市公式のSNS（X、Instagram、Facebook、LINE）で発信
蔵王町	○	○	○						○	○		○	
七ヶ宿町					○				○	○			
大河原町	○	○		○			○	○	○				新有権者啓発ハガキ送付 自治体ターゲット広告（バナー） 自治体ターゲット広告（YouTube広告）
村田町		○		○					○				
柴田町	○	○		○									マグネットシートを公用車側面へ貼付
川崎町		○		○									
丸森町	○	○		○					○	○			明るい選挙推進委員による町内企業・店舗等への訪問啓発活動
亘理町	○	○		○	○		○		○				子どもたちが投票所に訪れる機会を増やすため、キャンペーンチラシを作成して町内の小学生へ配布（家族で投票所へ行く） 町内全域にのぼり旗を掲出
山元町	○	○		○	○		○		○	○			啓発ラベル（選挙期日、啓発標語等フラップ印刷）付ウエットティッシュ作成・配布
松島町		○	○	○	○				○	○			啓発シール付ウエットティッシュの配布 公用車に選挙周知マグネットの貼付
七ヶ浜町	○				○		○		○	○			
利府町	○	○		○			○		○	○			事前に町内小学校児童全員に応募用紙を配布し親と投票所に来場し投票を実施、抽選で50人に景品を送付（親子で投票へGO！） 各地区の明推委員が地区内に啓発のぼり旗を掲出 新有権者に啓発はがきを送付
大和町	○	○					○		○	○			公式HPによる啓発
大郷町				○									
大衡村	○	○			○				○	○			未就学連れ投票啓発（親子で投票キャンペーン）
色麻町		○	○		○			○	○				
加美町	○	○		○					○				啓発ティッシュを町公共施設窓口配布
涌谷町				○	○				○	○			
美里町	○		○		○				○	○			
女川町	○			○	○				○	○			町公式HP、X、LINEを活用した啓発 啓発物資を保育所運動会、音楽イベント等での配布 マグネットシートを町公用車及び町内循環バスへ貼付
南三陸町	○	○	○		○				○	○			

声 明

第五十回衆議院議員総選挙が来る十月二十七日に執行されることになりました。

今回の選挙は、我が国の行方を決める重要な意義を有しており、民主政治の健全な発展を期するためには、その根幹となるべき選挙が明るくきれいに行われなければなりません。

我々は、このような考えのもとに、あらゆる機会をとらえて、公職選挙法が厳正に守られるよう努力してきました。

立候補予定者はもとより関係者におかれては、公職選挙法の趣旨を御理解され、明るくきれいな選挙が実現されることを望むものです。

こうしたことに鑑み、今回の選挙においても法に違反するものがあるときには、厳重な警告を行うとともに、事案によっては、摘発などの厳正な措置を講ずる決意であります。

ここに、立候補予定者をはじめ関係者に対し、公職選挙法の遵守を要望するとともに、有権者各位におかれても、選挙の持つ意義を十分認識され、主権者として明るくきれいな選挙の実現のため、自覚ある一票を行使されることを強く念願するものであります。

令和六年十月九日

宮城県選挙管理委員会
宮城県警察本部
仙台地方検察庁

(3) 三者共同声明

声 明

第五十回衆議院議員総選挙が、令和六年十月二十七日に執行されることとなります。

宮城県明るい選挙推進協議会では、この選挙が今後の国政のあり方を方向づける大変重要な選挙であることを、県民一人一人が認識し、有権者の投票総参加のもとに、明るくきれいな選挙が行われることを念願するところであります。

宮城県明るい選挙推進協議会は、全ての有権者をはじめ、政党、候補者及び選挙運動に携わる者に対し、次のことを宣言します。

一 有権者は、一票の行使が、今後の国政の方向を決める上で、大変重要な選挙であることを十分認識し、全員が投票に参加され、買収・供応などに惑わされない自覚ある投票をするよう念願します。

二 政党、候補者等は、民主主義の健全な発展を期するため、その基盤となる選挙の正しいルールを守り、明るくきれいな選挙を行うよう、強く要望します。

令和六年十月九日

宮城県明るい選挙推進協議会

(4) 宮城県明るい選挙推進協議会声明

2 選挙違反及び検挙状況調

○衆議院議員総選挙

(宮城県警察本部調)

区分	罪種 件数等	買収	文書 掲示	文書 頒布	戸別 訪問	寄附	演説 制限	言論 (連呼等)	その他	合計
小選挙区	件数	0	0	0	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)
	人数	0	0	0	0	0	0	0	4 (4)	4 (4)
	うち逮捕者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警告件数	0	7 (2)	2 (2)	0	0	0	0	0	9 (4)
比例代表	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち逮捕者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警告件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	0	0	0	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)
	人数	0	0	0	0	0	0	0	4 (4)	4 (4)
	うち逮捕者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警告件数	0	7 (2)	2 (2)	0	0	0	0	0	9 (4)

注:()内は、公示後件数で内書である。

3 その他

(1) 選挙事務分担表

第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査 事務分担表

総 括 事務局長 黒 澤 治
総括補佐 事務局総括次長 浅 川 大 典
総括補佐 事務局総括次長 高 橋 勝

分 担 事 務	主 担 当	副 担 当
1 予算の執行、経理、精算に関すること 2 臨時要員の雇用、通信施設、配車及び速報時等の物資の調達等 庶務一般に関すること 3 供託金に関すること	次長（総務班長） 柴 淳 子 【財政調整班】	主事 梶 原 隆 【財政調整班】
1 選挙の執行計画及び関係機関との連絡、調整に関すること 2 選挙管理委員会その他の各種会議の開催計画等に関すること 3 立候補予定者及び政党等の指導に関すること 4 緊急時の自衛隊輸送に関すること	主任主査（選挙班長） 太 田 雅 俊	主任主査（副班長） 加 藤 侑 太
1 立候補者の届出等に関すること（届出の受理、通知、報告及び照 会を含む） 2 選挙の手引き作成に関すること（立候補届出書類等電子化含む） 3 候補者届出政党に関すること 4 選挙事務所の設置、異動及び出納責任者の選任、異動の届出に 関すること 5 緊急時選挙執行対応マニュアル等に関すること	主任主査（副班長） 加 藤 侑 太	主任主査（選挙班長） 太 田 雅 俊
1 諸告示に関すること 2 不在者投票に関すること 3 選挙会、選挙分会、審査分会に関すること（当選証書の付与の告 知、報告及び通知等を含む） 4 個人演説会に関すること 5 選挙違反掲示物の撤去に関すること 6 選挙の記録作成に関すること	主事 阿 部 和 希	主事 安 部 恭 輔
1 選挙公報（点字版・音声テープを含む）に関すること 2 選挙啓発の計画策定に関すること 3 選挙人名簿に関すること 4 各種公営物資及び諸証明書類の作成整備に関すること 5 選挙制度の周知に関すること 6 選挙に関する支出等に関すること 7 諸事項及び確定報告等の選挙結果報告に関すること	主査 金 澤 智 博	主事 関 谷 卓 生
1 選挙の執行経費に関すること（市町村等交付金に関することを含 む） 2 政見放送及び経歴放送の実施に関すること 3 投・開票の速報に関すること 4 投票及び開票に関すること（事務執行要領等の作成を含む） 5 投票所及び開票所の借料承認に関すること 6 総務省に対する報告（速報を含む）に関すること	主事 関 谷 卓 生	主査 金 澤 智 博

分 担 事 務	主 担 当	副 担 当
1 投票用紙等の印刷・受払・精算に関すること 2 ポスター掲示場の設置に関すること 3 氏名等掲示に関すること(点字による氏名等の提示, 点字新聞を含む) 4 選挙運動費用収支報告書に関すること	主事 安 部 恭 輔	主事 阿 部 和 希
1 政見放送及び経歴放送の実施に関すること 2 選挙公報の発行に関すること 3 選挙臨時啓発に関すること	主幹(公報班長) 赤 間 良 太 【行政班】	<政見放送等> 主事 大 槻 あすみ 【行政班】 <選挙公報等> 主査 阿 部 竜 太 【財政調整班】 <臨時啓発等> 主任主査(副班長) 吉 田 拓 未 【行政班】
各分担事務以外の市区町村選挙管理委員会の指導及び選挙運動、政治活動の指導に関すること	主任主査(選挙班長) 太 田 雅 俊	主任主査(副班長) 加 藤 侑 太 主査 金 澤 智 博 主事 関 谷 卓 生 主事 安 部 恭 輔 主事 阿 部 和 希

(2) 告示日当日事務分担表

事務分担（公示日当日）

<総括 事務局長 黒澤 治 総括補佐 事務局次長 浅川 大典 総括補佐 事務局次長 高橋 勝>

◎は担当班長

◎は担当班長				選挙 8		財調 5		行政 11		財一 13		財二 6		応援 11		計 54															
従事者氏名 (イメージ)	所属	氏名	見込 事務 時間 終了	リ ハ ー サ ル	立候補者届出								候補者届出政党					体制縮小後													
					席	受	進	受	作	連	交	掲	政	政	政	政	政	速 報 班	時 報 班	記 録 班	受 付 班	受 理 班	作 成 班	連 絡 班	交 付 班	掲 示 班	速 報 班	記 録 班			
					班	班	班	班	班	班	班	班	党 く じ 班	党 交 付 班	党 作 成 班	党 掲 示 班	党 連 絡 班														
1	財調班長	財調 柴班長	待機		◎	◎											◎	◎	◎	◎									◎	6	
2	財調班 1	財調 阿部(竜)主査	待機		○												○	○	○	○									○	5	
3	財調班 2	財調 梶原主事	待機		○	政党												○	○										○	5	
4	財調班 3	財調 森岡主事	10:00			1区				1区										1区											3
5	財調班 4	財調 藤井主事	10:00			2区				2区										2区											3
6	財一班 1	財一 鈴木(萌)主事	待機			3区				3区										3区					○						4
7	財一班 2	財一 遠藤(綾)主事	待機			4区				4区										4区					○						4
8	仙台南 1	応援 熊谷班長	10:00			5区				5区										5区											3
9	行政班長	行政 赤間班長	待機				◎			◎										◎				◎							4
10	選挙班長	選挙 太田班長	待機					◎			◎	◎								◎	◎			◎	◎						8
11	選挙班 1	選挙 加藤(情)主任						1区		1区		1番								○	○			○							6
12	仙台中 1	応援 菊田主任主査	10:00					1区		1区		1番																			3
13	選挙班 2	選挙 阿部(希)主事						2区		2区		2番								○	○			○							6
14	仙台北 1	応援 大泉主事	10:00					2区		2区		2番																			3
15	選挙班 3	選挙 金澤主査						3区		3区		○ 3番								○							○				6
16	仙台中 2	応援 高橋(優)主事	10:00					3区		3区		3番																			3
17	選挙班 4	選挙 安部主事						4区		4区		○ 4番								○							○				6
18	仙台北 2	応援 鈴木(廉)班長	10:00					4区		4区		4番																			3
19	選挙班 5	選挙 田ノ上主査						5区		5区		5番					◎			○								◎			6
20	仙台南 2	応援 清野班長	10:00					5区		5区		5番																			3
21	行政班 1	行政 吉田主任主査	待機					◎1区		◎1区		◎1番											◎								4
22	行政班 2	行政 久慈主事	待機					1区		1区		1番											○								4
23	行政班 3	行政 武田主事	待機					1区		1区		1番											○								4
24	行政班 4	行政 大友主事	待機					1区				1番											○								3
25	行政班 5	行政 加藤(綾)主事	待機					1区				1番											○								3
26	行政班 6	行政 大槻主事	10:00					◎2区		◎2区		◎2番																			3
27	行政班 7	行政 高島主事	10:00	候1				2区		2区		2番																			3
28	行政班 8	行政 高橋(な)主事	10:00	候1				2区		2区		2番																			3
29	行政班 9	行政 及川主事	10:00	候3				2区				2番																			2
30	行政班10	行政 岡崎主事	10:00					2区				2番																			2
31	財一班長	財一 菅原(悠)主査	10:00					◎3区		◎3区		◎3番	◎																		4
32	財一班 3	財一 遠藤(祐)主事	10:00	候2				3区		3区		3番	○																		4
33	財一班 4	財一 大沼主事	10:00	候2				3区		3区		3番																			3
34	財一班 5	財一 中井主事	10:00					3区				3番																			2
35	財一班 6	財一 菅原(徹)主事	10:00					3区				3番																			2
36	財一班 7	財一 玉田主査	10:00					◎4区		◎4区		◎4番																			3
37	財一班 8	財一 菅原(知)主事	10:00	候3				4区		4区		4番																			3
38	財一班 9	財一 谷米主事	10:00	候5				4区		4区		4番																			3
39	財一班10	財一 深草主事	10:00	候5				4区				4番																			2
40	財一班11	財一 成田主任主査	10:00					4区				4番																			2
41	財二班長	財二 南班長	10:00					◎5区		◎5区		◎5番																			3
42	財二班 1	財二 渡邊主査	10:00	候4				5区		5区		5番																			3
43	財二班 2	財二 古館主事	10:00	候4				5区		5区		5番																			3
44	財二班 3	財二 佐々木主事	10:00					5区				5番																			2
45	財二班 4	財二 大宮主事	10:00					5区				5番																			2
46	仙台中 3	応援 金子班長	10:00							1区																					2
47	仙台北 3	応援 鹿野主事	10:00							2区																					2
48	仙台中 4	応援 沼田主事	10:00							3区																					2
49	仙台北 4	応援 浅野主査	10:00							4区																					2
50	仙台南 3	応援 高橋主任主査	10:00							5区																					2
51	選挙班6	選挙 大町主査			全体調整																									1	
52	選挙班7	選挙 関谷主事															○											○		2	
53	財一班12	財一 勅使河原班長	待機														◎										◎			2	
54	財二班 5	財二 日下主事	待機														○											○		2	
54					4	7	1	11	25	11	11	15	3	11	25	2	11	4	2	3	9	3	5	3	3	3	3	4	3		

54

4 7 1 11 25 11 11 15 3 11 25 2 11 4 2 3 9 3 5 3 3 3 4 3

(3) 投・開票速報事務分担表

投・開票速報事務分担

<総括 事務局長 黒澤 治 総括補佐 事務局次長 浅川 大典 総括補佐 事務局次長 高橋 勝>

◎は担当班長			選挙	8	財調	4	行政	6	財一	3	財二	3	管理	3	計	27						
従事者氏名 (イメージ)	所属	氏名	見込 事 時 間 了	リハーサル				昼の部 (7:00～20:00)						夜の部 (20:00～)								
				管	指	総	シ	管	指	総	シ	システム不通時			管	指	総	シ	システム不通時			
				班	班	務 省 速 報	ス テ ム 監 視	班	班	務 省 速 報	ス テ ム 監 視	フ ァ ク シ ミ リ 受 信	投 票 状 況 集 計	代 行 入 力	班	班	務 省 速 報	ス テ ム 監 視	フ ァ ク シ ミ リ 受 信	投 票 状 況 集 計	代 行 入 力	
1	事務局長	管理	黒澤課長		●								●									
2	総括次長	管理	浅川総括		●			●					●									
3	総括次長	管理	高橋総括										●									
4	財調班①	財調	柴班長	20:15	◎			◎				◎	◎									
5	財調班②	財調	藤井主事	20:15				○				確認修正区分担当○										
6	行政班①	行政	武田主事	20:15				○				確認修正区分担当○										
7	行政班②	行政	岡崎主事	20:15				○				確認修正区分担当○										
8	行政班③	行政	大友主事	20:15				○				連絡担当○										
9	財一班①	財一	遠藤(綾)主事	20:15	○			○				連絡担当○										
10	財二班①	財二	渡邊主査	20:15				○				連絡担当○										
11	財調班③	財調	阿部(竜)主査	2:00	○								○				確認修正区分担当○					
12	財調班④	財調	財一：深草主事	2:00									○				確認修正区分担当○					
13	行政班④	行政	赤間班長	2:00	○								◎				◎	◎				
14	行政班⑤	行政	大槻主事	2:00	○								○				確認修正区分担当○					
15	行政班⑥	行政	久慈主事	2:00	○								○				連絡担当○					
16	財一班②	財一	菅原(悠)主査	2:00									○				連絡担当○					
17	財二班②	財二	大宮主事	2:00	○								○				連絡担当○					
18	選挙班①	選挙	太田班長			◎			◎					◎								
19	選挙班②	選挙	加藤主任主査			○			△					○								
20	選挙班③	選挙	金澤主査			○			△					○								
21	選挙班④	選挙	阿部(和)主事			○			○					○								
22	選挙班⑤	選挙	安部主事			○			○					○								
23	選挙班⑥	選挙	大町主査						△					○								
24	選挙班⑦	選挙	田ノ上主査						△					○								
25	選挙班⑧	選挙	関谷主事								◎							◎				◎
26	財一班12	財一	勅使河原班長							◎							◎					
27	財二班5	財二	日下主事							○							○					
*	委託業者	業者	委託業者				総括○			総括○		○	○				総括○		○	○		
*	委託業者	業者	委託業者				システム制御○			システム制御○		○	○				システム制御○		○	○		
*	委託業者	業者	委託業者				HP制御○			HP制御○		○	○				HP制御○		○	○		
*	委託業者	業者	委託業者				回覧○			回覧○		○	○				回覧○		○	○		
*	委託業者	業者	委託業者				回線監視○			回線監視○		○	○				回線監視○		○	○		
*	委託業者	業者	委託業者				回線監視○			回線監視○		○	○				回線監視○		○	○		

33

9 5 0 7 8 7 2 7 1 13 7 10 7 2 7 1 13 7

1 投・開票速報担当者（管理班・指導班）

分 担 区 分	業 務 内 容
<昼の部> 午前 7 時から午後 8 時 ※ 終了前後 30 分程度引継ぎ	投・開票速報開始時から主に投票状況に関する速報の進捗管理や照会対応等を行う。
<夜の部> 午後 8 時から終了まで ※ 開始前後 30 分程度引受け	主に開票状況に関する速報の進捗管理や照会対応等を、投・開票速報終了まで行う。 ※ 確定していない市区町村が少なくなった段階で体制を縮小する。

2 投・開票速報システム委託業者（午前 7 時から終了時まで）

分 担 区 分	業 務 内 容
システム制御、回線の監視等	投・開票速報開始時から終了まで、システムの制御や回線状況を監視する。システムに不具合が発生した場合は適宜対応するほか、回線や市区町村との導通に異常が生じた場合、N T T 東日本等に復旧を依頼する。

3 参 考

(1) 実人員数

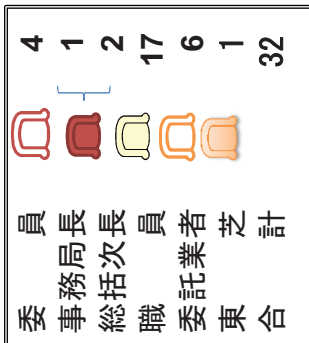
区 分	投・開票速報事務		摘 要
	(昼 の 部)	(夜 の 部)	
選 挙 管 理 委 員	0	3	委員長及び委員が概ね 8 時～9 時に来庁予定
市 町 村 課	1 4	2 0	委員長及び委員は午後 8 時 30 分から 9 時 30 分まで
広 報 課	0 (2)	0 (2)	投開票速報緊急時対応（企画報道班）
管 財 課	0 (2)	0 (2)	電気及び電話不具合時対応（施設班）
デジタルみやぎ推進課	0 (1)	0 (1)	ネットワーク不具合時対応（ネットワーク最適化班）
委 託 業 者	6 (2)	6 (2)	() は業者サポートセンター従事者数
合 計	2 0 (7)	2 7 (7)	※ () 内は、自宅待機者で延べ人数

(2) 人員構成

区 分		<昼の部>	<夜の部>	摘 要
市 町 村 課	課 長	—	1	午後 7 時から終了まで
	浅川部副参事	1	1	午前 8 時から終了まで
	高橋副参事	—	1	午後 7 時から終了まで
	行政第一班	3	3	<昼の部> 午前 7 時 3 0 分から 午後 8 時 1 5 分まで
	財政第一班	1 ★ 1	1 ★ 1	
	財政第二班	1 ★ 1	1 ★ 1	<夜の部> 午後 7 時 4 5 分から終了まで <★総務省速報担当>
	財政調整班	2	2	
	選挙班	4	8	午前 7 時から終了まで ※ 一部日中から
合 計		1 4	2 0	

(4) 投・開票速報本部配置図

總務省速報班
(行政庁舎3階「選挙管理委員会閲覧室」)



- ⑦プリンタ2台(所管:委託業者)
- ⑧コピー機、FAX、各1台(所管:リース業者)
- ⑨⑩フロッピーディスク15台(所管:リース業者)
- ⑪総務省速報システム用PC1台(所管:リース業者)
- ⑫総務省速報システム用プリンタ1台(所管:リース業者)
- ⑬総務員1台

電話回線(6回線) 211-3551
211-3872
211-3668
211-3605
211-3701
211-3206
FAX(6回線 211-) 2299、3544
3546、3547

(5) 速報計画

第50回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
投・開票速報基本計画

1 期日前投票の中間状況等について

(1) 期日前投票（小選挙区）の報告方法等

投・開票速報オンラインシステム（以下「システム」という。）を使用して御報告願います。
なお、システム不通時は、様式1又は様式2を用いてファクシミリにより御報告願います。

(2) 調査回数、調査時点及び報告期限等

回 数	調 査 時 点	報 告 期 限	報告様式
第1回	10月20日（日） 期日前投票所閉鎖時刻現在	期日前投票所閉鎖時刻の 30分後まで	様式1
第2回	10月25日（金） 期日前投票所閉鎖時刻現在	期日前投票所閉鎖時刻の 30分後まで	様式1
最 終	10月26日（土） 期日前投票所閉鎖時刻現在	翌日の7時30分から8時までの間	様式2

※1 調査時点の20時30分（期日前投票所の閉鎖時刻を繰り下げている場合は、期日前投票所閉鎖時刻の30分後）まで（最終結果のみ、翌日（投・開票日当日）の7時30分から8時までの間）に御報告願います。また、仙台市各区におかれましては、区ごとに御報告願います。

※2 報告様式は、システム不通時のみ使用します。

(3) 待機解除

イ システムによる報告の場合、システムの「期日前投票の処理状況」メニュー画面の「送信日時」及び「登録状況」の項目が更新されますので、当該表示が確認された時点で「待機解除」とします。 ※電話による連絡は行いません。

ロ システム不通時におけるファクシミリによる報告の場合は、県選管から着信があった旨の電話連絡をしますので、その時点で「待機解除」とします。

(4) 当該中間状況の報告に関する連絡先

イ 第1回目 電話番号：022-211-2431

※ただし、当日の19時から21時までに限る。

ロ 第2回目及び最終日 電話番号：022-211-3551

(5) 留意事項

イ 小選挙区の期日前投票をした者（不在者投票をした者の数を除く）の数を記載願います。

ロ それぞれの調査時点までに投票した者の累計を御報告願います。

ハ 在外選挙に係る日本国内における投票を含めて御報告願います。また、該当がある場合はシステムでの報告のみでなく、様式1又は様式2によりファクシミリでも御報告願います。

ニ 報告の際は、受付名簿等との照合を必ず行った上で御報告願います。

ホ 仮投票をした期日前投票者は報告者数に含めないでください。開票管理者が当該仮投票を受理した場合には、至急、報告者数を訂正の上、御報告願います。

2 投票日当日（10月27日（日））における速報等

(1) 速報の種類及び県選管の発表予定時刻

イ 当日有権者数《衆議（小選挙区、比例代表）》

発表予定時刻	9時
内 容	全市区町村確定次第、投票当日における市区町村別、選挙区別、男女計別有権者数をホームページ（以下「HP」とする）で発表します。

ロ 推定中間投票率《衆議（小選挙区）》

発表予定時刻	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
	9時30分	10時30分	11時30分	14時30分	16時30分	18時30分	20時00分	20時30分
内 容	9時現在 推定投票率	10時現在 推定投票率	11時現在 推定投票率	14時現在 推定投票率	16時現在 推定投票率	18時現在 推定投票率	19時30分現在 推定投票率	20時現在 推定投票率
	現在時刻の市区町村別、選挙区別、男女計別投票者数及び推定投票率を30分後までに全市区町村確定次第、県計及び市区町村別のものをHPで発表します。							

ハ 確定投票者数《衆議（小選挙区、比例代表）、国民審査》

最終発表 予定時刻	23時30分
内 容	市区町村別、男女計別投票者数及び投票率等を順次（投票者数の確定した市区町村から）HPで発表します。（小選挙区は選挙区別） なお、県計は全市区町村からの報告があった後に確定し発表します。 ※市区町村の進捗状況によっては、発表時間が前後します。

二 得票状況《衆議（小選挙区）》

発表予定時刻	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
	市区町村の報告の都度更新							
内 容	21時20分 現在開票状況	21時50分 現在開票状況	22時20分 現在開票状況	22時50分 現在開票状況	23時20分 現在開票状況	23時50分 現在開票状況	0時20分 現在開票状況	0時50分 現在開票状況
発表予定時刻	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	(以後随時)
	市区町村の報告の都度更新							
内 容	1時20分 現在開票状況	1時50分 現在開票状況	2時20分 現在開票状況	2時50分 現在開票状況	3時20分 現在開票状況	3時50分 現在開票状況	4時20分 現在開票状況	定時における全市区町村の開票（進捗）状況を市区町村から報告があった都度、即時HPで発表します。 なお、県計は全市区町村の開票が確定次第、選挙区別及び市区町村別にまとめ、開票確定とし発表します。

ホ 開票結果《衆議（比例代表）》

発表予定時刻	市区町村の報告の都度更新（最終発表予定時刻：午前7時）
内 容	開票が終了している市区町村分を市区町村から報告があった都度、即時HPで発表します。 なお、県計は全市区町村の開票が確定次第、名簿届出政党等別及び市区町村別にまとめ、開票確定とし発表します。

ヘ 開票結果《国民審査》

県計は全市区町村の開票が確定次第、市区町村別にまとめ、開票確定とし発表します。

(2) 速報の方法

イ 当日有権者数速報《衆議（小選挙区、比例代表）》

投票日当日の午前零時現在における有権者数について、市区町村は7時30分から8時までにシステムにより御報告願います。

なお、県選管は、全市区町村から報告を受け、集計した後、9時に発表します。

ロ 推定中間投票率速報《衆議（小選挙区）》

各市区町村の標準的な1投票所における現在時刻の投票者数について、市区町村は現在時刻の5分後までにシステムにより御報告願います。

なお、県選管は、全市区町村から報告を受け、集計した後、推定中間投票率として毎時30分後に発表します。

おって、仙台市各区の推定中間投票率速報については、仙台市選管が各区の分をとりまとめの上、現在時刻の10分後までにシステムにより御報告願います。

ハ 確定投票者数速報《衆議（小選挙区、比例代表）、国民審査》

投票日当日の投票終了時現在における確定投票者数については、確定した市区町村から速やかに、システムにより御報告願います。

なお、県選管は、順次HPで発表します。全市区町村から報告を受けた後、県全体の確定投票者数を23時30分までに発表する予定ですので、各市区町村は遅くとも23時までにシステムにより御報告願います。

ニ 得票状況速報《衆議（小選挙区）》

市区町村は21時20分現在を第1報として、速やかにシステムにより御報告願います。報告結果は即時HPに掲載します。以後30分ごとに、当該速報を繰り返します。

なお、県選管は、全市区町村の開票が確定次第、選挙区別及び市区町村別にまとめ、開票確定とし発表します。

ホ 開票結果速報《衆議（比例代表）》

市区町村は開票結果が判明次第、速やかにシステムにより御報告願います。報告結果は即時HPに掲載します。

なお、県選管は、全市区町村の開票が確定次第、名簿届出政党等別及び市区町村別にまとめ、開票確定とし発表します。

ヘ 開票結果速報《国民審査》

市区町村は開票結果が判明次第、速やかにシステムにより御報告願います。

なお、県選管は、全市区町村の開票が確定次第、市区町村別にまとめ、開票確定とし発表します。

表します。

(3) 速報における基本的留意事項

イ 今回の速報は、すべてシステムにより実施します。

ロ 市区町村の速報用電話回線は、システム分を除きファクシミリ回線分と臨時電話回線分の合わせて2回線を必ず開票所内に設置してください。

なお、システム不通時は、ファクシミリにより速報を行うこととなりますが、報告に支障がない限り、既設のファクシミリを使用しても差し支えないこととします。また、臨時電話回線は、代表番号、既存の直通電話及び携帯電話は避けて、必ず臨時電話を新設してください。

ハ 速報結果の市区町村における発表については、県へのシステム報告後であれば差し支えありません。ただし、その場合は当該システムにて報告した内容と同一のものを発表してください。

ニ 速報計画書及び送信用紙（オンライン不通時のみ使用）等については、別途通知する「市区町村選挙管理委員会投・開票速報担当者会議」において配布する予定です。



絵 大崎市 二宮 明莉さん

投票日

10.27

日

午前 7:00 ▶ 午後 8:00

第50回衆議院議員総選挙

第26回最高裁判所裁判官国民審査

\ 詳しくはこちら /



当日選挙に行けない方は

期日前投票、不在者投票ができます。

> 10.16

水

> 26

土

午前 8:30

午後 8:00



歩きながらのスマートフォンの利用は危険です。
周囲の安全を確認の上、立ち止まったりの操作をお願いします。

第16回 明るい選挙啓発標語 最優秀作品

カレンダー 赤丸つける とうひょう日 山元町 後藤 仁成さん

※投票期間・投票時間は市区町村によって異なる場合がございます。

宮城県選挙管理委員会・宮城県明るい選挙推進協議会

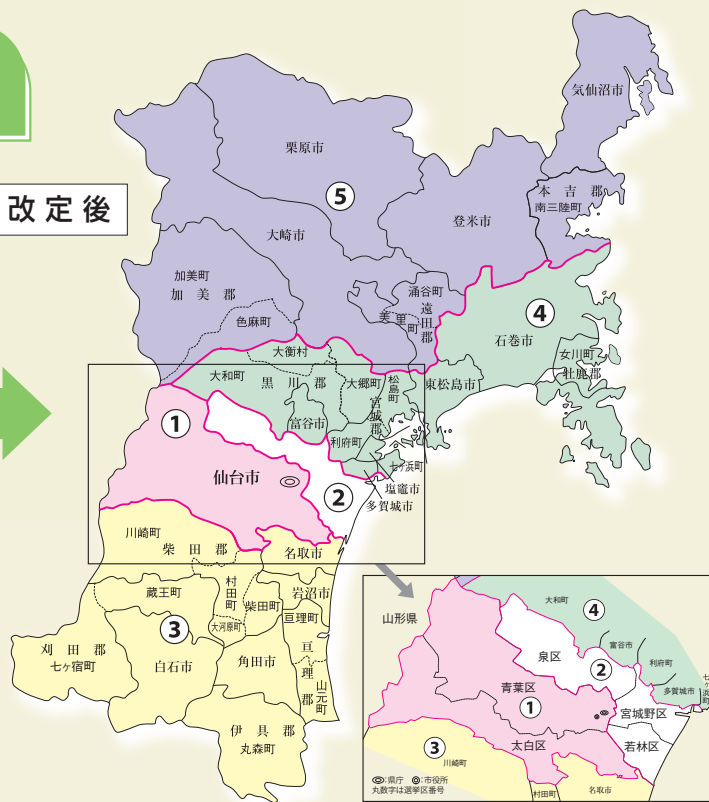
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。

次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。



改定前

改定後



※仙台市は区によって選挙区が異なりますので、ご注意ください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定があり、投票所に行けないと見込まれる方は「期日前投票所」において、期日前投票ができます。

10.16 水 ▶ **26** 土 午前 8:30 ▶ 午後 8:00

期日前投票が
できる方

- 1 仕事や学業、地域行事の役員、冠婚葬祭等の予定がある方
- 2 1以外の用事又は事故のため、投票区(投票所の区域)外に出る方
- 3 疾病、負傷、出産もしくは身体障害等のため、歩行が困難と見込まれる方
- 4 交通困難な島等に居住・滞在している方
- 5 他の市区町村に引っ越したが、前住所地の選挙人名簿に登録されている方
- 6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難な方

投票所入場券を
お持ちください

不在者投票

仕事や旅行など、期日前投票と同じ事由により選挙期間中、住民登録のある市区町村以外の市区町村に滞在している方は、滞在先で不在者投票ができます。

投票時間

投票時間は市区町村によって異なる場合がございます。詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。



住所を移転された方

衆議院議員総選挙においては、令和6年7月15日以降に他の市区町村から、現在お住まいの市区町村に移転された方は、前の住所地で投票することになります。詳しくは、前の住所地の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所入場券

有権者に対して、投票日前に、入場券や案内などの通知が配られます。投票の際に持参すれば便利です。

※入場券がなくても投票はできますが、本人確認にお時間がかかる場合があります。本人確認書類をご持参いただければ、スムーズに本人確認が行えます。

本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証など

手ぶらでも
投票できます

お問い合わせ

● 総務省選挙部 ● 都道府県選挙管理委員会 ● 市区町村選挙管理委員会

詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。▶ https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html

